

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項に規定する指定区域一覧

指定日	指定番号	所在地	埋立地の区分
平成18年4月14日	001	尼崎市鶴町6番1の一部及び6番5	エ
平成18年4月14日	002	尼崎市塚口本町8丁目1番の一部	エ
平成18年4月14日	003	尼崎市平左衛門町65番1~17、66番、67番、68番1~8、69番及び70番	ウ
平成18年4月14日	004	尼崎市末広町1丁目2番1の一部、2番5の一部、2番7の一部、5番1の一部、5番8、16番1の一部及び16番6の一部	ウ
平成18年4月14日	005	尼崎市末広町1丁目2番1の一部	ウ
平成18年4月14日	006	尼崎市扇町5番5、6番2、6番3及び14番4の各一部並びに西字砂浜寄洲1788番1の一部、1788番3の一部、1788番5、1788番10の一部、1788番14の一部、1788番17の一部、1788番23、1788番25の一部、1788番26の一部、1788番28の一部、1788番29の一部、1788番32の一部、1788番33、1788番34の一部及び1788番51の一部	イ

<埋立地の区分>

ア 令第13条の2第1号に係る埋立地

(廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地)

イ 令第13条の2第2号に係る埋立地

(廃止の確認の制度の施行日(平成10年6月16日)より前に、廃止の届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地)

ウ 令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第1号に係る埋立地

(法に基づく設置届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止の届出の制度の施行日(平成4年7月4日)より前に廃止されたもの)

エ 令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号に係る埋立地

(市町村又は廃棄物処理業者(処分業の用に供するものに限る。)が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの)

オ 令第13条の2第3号ロに係る埋立地

(法に基づく措置命令又は行政代執行等に基づき遮水工封じ込め措置又は源位置封じ込め措置等が講じられた廃棄物埋立地)

法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

規則：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則